

坂出市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化および経済的不安の軽減を図るため、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部について、坂出市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日の属する年度（以下「事業年度」という。）の前年度の1月1日から事業年度の3月31日まで間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 申請日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体または民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であることとする。
- (3) 補助対象となる世帯の住宅が坂出市内にあり、かつ、夫婦の双方または一方が坂出市に住民登録を有し、現に居住していること。
- (4) 夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護または補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。

- (6) 夫婦の双方または一方が日本国籍を有していない場合は，出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）その他の法令の規定に基づき，日本国の永住権を有すること。
- (7) 夫婦いずれもが，暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
- (8) 夫婦いずれもが，過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (9) 夫婦いずれもが，坂出市東京圏移住支援事業補助金および坂出市地方就職学生支援事業補助金の移転費を受けていないこと。第 3 条第 1 項第 4 号に該当する経費を補助対象とする場合は，坂出市移住促進・空き家改修補助金を受けていないこと。
- (10) 夫婦いずれもが，市税等に滞納がないこと。
- (11) 内閣府および坂出市による本事業実施に係るアンケート等に協力すること。
- (12) 夫婦いずれもが，次に掲げるいずれかの講座の受講等をしていること。

ア ライフデザイン講座の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事，子育て講座（男性の家事，育児参画のための講座を含む。）の受講

2 前項の規定にかかわらず，前年度に補助金の交付決定を受けた世帯で，かつ，当該補助金の額が第 4 条に規定する上限に達しなかった世帯，または前年度に第 9 条の規定により次年度に引き続き補助金の交付を受ける世帯の資格認定を受けた世帯（以下「継続交付対象世帯」という。）は，補助金の交付を受けることができる世帯とする。ただし，国の地域少子化対策重点推進交付金実施

要領（以下「国実施要領」という。）の改正等により，国が定める補助対象者の要件に変更があった場合は，改正後の国実施要領の規定によるものとする。

（補助対象経費）

第3条 補助対象となる経費は，次のとおりとし，事業年度において支払った経費に限る。

- （1） 住宅取得費用 婚姻を機に住宅を取得する際に要した費用
- （2） 住宅賃貸費用 婚姻を機に住宅を賃借する際に要した費用で，賃料，共益費，敷金，礼金および仲介手数料を対象とする。ただし，世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅に係る費用は除く。
- （3） 引越費用 婚姻を機に坂出市に転入し，または坂出市内で転居する際に要した費用のうち引越業者または運送業者への支払いに係る実費を対象とする。ただし，不要になった家財道具の処分に係る費用は除く。
- （4） リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち，住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕，増築，改築，設備更新等の工事費用を対象とする。ただし，倉庫または車庫に係る工事費用，門，フェンス，植栽等の外構に係る工事費用ならびにエアコン，洗濯機等の家電の購入および設置に係る費用については対象外とする。

2 前項に規定する補助対象経費について，勤務先から手当等が支給されている場合は，当該手当等の支給分を補助対象経費から控除するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，市長が適当でないと認める費用については，補助対象経費から除くことができるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用およびリフォーム費用を合わせた額とし、次に掲げる額を上限とする。ただし、継続交付対象世帯については、上限額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いた額とする。

(1) 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、坂出市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、継続交付対象世帯については、前年度に申請した内容から変更のない場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書

(2) 夫婦それぞれの申請日時点で最新の所得証明書

(3) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）

(4) 世帯全員の住民票の写し（世帯主および続柄を表示）

(5) 市税等に滞納がないことの証明書

(6) 住宅の売買契約書、工事請負契約書または賃貸借契約書の写し（当該契約に係る費用がある場合）

(7) 住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用およびリフォーム費用に係る領収書ならびにリフォーム費用の内訳が分かる書類の写し

(8) 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支

給があった場合)

(9) 坂出市結婚新生活支援事業補助金誓約書(様式第2号)

(10) 第2条第1項第12号に規定する講座の受講等が確認できる書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、および額を確定したときは、坂出市結婚新生活支援事業補助金交付決定・確定通知書(様式第3号。次条において「交付決定・確定通知書」という。)または坂出市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(交付の請求)

第7条 申請者は、前条第1項に規定する交付決定・確定通知書による通知を受けた場合は、速やかに坂出市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更したときは、坂出市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（次年度に引き続き補助金の交付を受ける世帯の資格認定）

第9条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする世帯であつて、事業年度内に第5条に規定する交付申請を行うことが困難なものは、坂出市結婚新生活支援事業資格認定申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写し

（2）夫婦それぞれの申請日時点で最新の所得証明書

（3）貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）

（4）世帯全員の住民票の写し（続柄および世帯主を表示）

（5）市税等に滞納がないことの証明書

（6）坂出市結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第2号）

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、坂出市結婚新生活支援事業資格認定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。